

令和3年（行ウ）第11号 日立市産業廃棄物処分場周辺道路整備事業費支出
差止請求住民訴訟事件

原告 荒川照明外4名

被告 茨城県知事 大井川 和彦

第 3 準 備 書 面

2022（令和4）年11月30日

水戸地方裁判所民事第2部合議A係 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士 安 江 祐
外

- 1 原告らは、第2準備書面において、「周辺住民の意向を考慮すべきであったにもかかわらず考慮しないまま、日立市諏訪町を整備候補地に選定したこと」を違法性の理由として主張した。
- 2 これに対し、被告は準備書面（2）において、「原告らの言う住民とは具体的にどの範囲の住民を指すのか、その住民の意向を、どの時点で、どのような方法をもって把握するのか、その意向を踏まえて新産業廃棄物最終処分場の候補地をどのように決定するのか等、その具体的な内容や主張の法的根拠等が明らかでない。」と指摘している。
- 3 被告はさらに、3つの候補地に絞った段階で各候補地周辺で多数回の住民への説明会を行った上で決定するという方法を想定した上で、そのような方法を想定することは極めて不合理であり、現実的でもないと主張している。
- 4 原告らとしては、周辺の環境や周辺住民の生活に重大な影響を及ぼす可能

性のある産業廃棄物処分場を建設する以上は、被告が同準備書面で想定したような慎重な過程を経て候補地を選定する事は決して不合理でもなく非現実的でもないと考えるものであり、上記のような被告の主張は妥当なものとは言えないと考える。

他方、法的主張として住民の意向というものを考慮要素とすべきであると主張した趣旨をさらに分析検討したうえ、以下のとおり主張を整理する。

5 被告が本件候補地に決定したうえで住民説明会を行った結果、特に交通の安全等に関わる反対意見や新設道路の設置を求める意見が寄せられ、これを踏まえて被告が新設道路を建設することとしたという事実経過には争いはない。問題はそうした住民の意向が寄せられるような問題点を本件候補地が内包していたにもかかわらず、これを候補地として選定したという点にある。すなわち、本件候補地を選定するにあたって、いくつかの要素を比較考慮して検討しているが、その過程で、上記のような問題点を正しく評価していなかったために、候補地として決定した後で住民の意見が寄せられて道路の新設を決定するという結果になってしまったものである。

6 住民説明会で参加者から出された声のうち、廃棄物の搬入によって生ずる交通問題に関するものとしては、以下のようなものがあった（乙17）。

- ・ 大型車両の往来が今以上に増える事はとても心配。梅林通りを搬入ルートとすることは、反対である。搬入ルートをしっかり考えてほしい。
- ・ 既存の市道で市街地を横断するルートは、大久保小学校などの通学路などを通るため、絶対にやめてほしい。
- ・ 県道 37 号線(県道日立常陸太田線)は、10 トンダンプが道幅すれすれを通っている。センターラインがないところもあり、危ない。
- ・ 梅林通りや県道 37 号(県道日立常陸太田線)は、生活道路であり、近隣には小学校や保育園がある。大型のトラック同士ではすれ違うのもやっとなで、上諏訪橋から候補地までは歩道もない。

- ・ 周辺には高齢の住民が多く、車の運転もしている。散歩をしている高齢者も多いので交通事故が心配。
- ・ 諏訪梅林の出入りが非常に危ない。ガードレール、カーブミラー等の設置をお願いしたい。
- ・ 国道6号や油縄子交差点は今でさえ渋滞がひどい状況である。
- ・ 搬入車両が想定100台/日との事であり、道路渋滞が懸念される。搬入車両の時間制限なども含め、交通渋滞対策が必要だ。
- ・ 梅林通りの交通量の増加や渋滞により、自宅から出づらくなる。
- ・ 梅林通りの油縄子交差点部分は右折レーンが短いので右折待ちのために渋滞が起こる。変則十字路であるのでこの改良は難しいと思う。
- ・ 今でも、ダンプカーが通るとテレビの音が聞こえなかったり、会話が聞き消される位うるさい。
- ・ 車両通行の騒音や振動が今でもひどい状況なので、騒音問題に配慮してほしい。また、騒音振動のモニタリングをお願いしたい。

このように、住民の意見は、大別すれば①この時点で示されていた搬入ルートのうち、油縄子交差点から市道を経て県道37号を通る区間に多数の住宅があり、小学校や保育園、諏訪梅林などがあることから、大型車両が多数通行することによって、歩行者・自転車や他の車両の通行の安全が危険にさらされるという問題点を指摘するもの、②国道6号線の混雑や渋滞をさらに悪化させるという問題点を指摘するもの、③運搬車両の通行による騒音や振動の増加を指摘するものがあった。

- 7 こうした住民の問題点の指摘に対し、被告は、予定した搬入ルートを前提とした対策として、以下のようなことを回答している。
- ・ 県道37号について、道路の改良や歩道の設置、ガードレールの設置などの設置等、交通安全対策について検討する。
 - ・ 搬入車両の時間制限や交通制限についても、通勤・通学時間を考慮した搬

入時間の調整や、市街地における車両通行禁止区域の設定などの対策を講じる。

- ・ 日立市内の交通渋滞については、国道6号の大和田拡幅、国道240号の4車線化、真弓トンネルなどが事業化されており、こうした事業を着実に進め、国に対しても市と連携して要望をする。
- ・ 特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、車両ごとの搬入時間を設定するなどの対応を検討する。
- ・ 今後実施する環境影響調査の中で、車両通行に伴う騒音振動による影響についても調査し、生活環境に支障がないよう必要な対策を講じる。
- ・ 騒音振動のモニタリングについては新処分場の開所後も実施する。

8 このように、被告は当初予定したルートを前提とした場合の住民が指摘する問題点に答える対策を検討しながらも、他方で、搬入道路の新設を含めた検討を開始し、被告も主張するように、「交通問題対策会議」を設置し、検討を重ねた。その結果、新たな搬入ルートとして6つの案を検討したうえ、「山側道路から中丸団地の東側を通り県道37号線に至る」新設道路を整備する案を採用することとなった。

9 被告は準備書面(1)52頁で「既存道路を改良した上でこれを搬入ルートとする案を維持することについて地域住民の理解を得る事は難しいと考えられた」ことから、道路を新設することとなったとしているが、要するに、当初の搬入ルートのままでは、いかに対策を講じたにしても限界があり、上記6の①ないし③のような問題点を解消することはできないとの判断に達したため、道路の新設を決めるに至ったものである。例えば、歩道やガードレールを設置するといっても、川に沿って道路のある場所などは事実上不可能な箇所もある。

本来、こうした判断は被告が候補地を決定する段階でなされるべきものであった。候補地の決定後にこうした判断に至った契機となったのは、住民説

明会等で出された住民の声であったが、住民がそのような問題意識を持ち、被告の予定した搬入ルートに強く反対する意向が示されたのは、客観的に見て当該搬入ルートが住民からそうした反対の意向が出るような問題点を内包していたからに他ならない。

すなわち、被告が本件処分場建設予定地を選定する過程において「道路を新設することなく、周辺住民に危険を及ぼすことのない安全な搬入路を確保できる状況であるか」という点に関する事実の評価が明らかに合理性を欠いていたのである。

10 ところで、被告が候補地を3箇所に絞ってからの検討において、交通安全への影響については、本件候補地は指導（梅林通り）及び県道37号線が日立市大久保町、諏訪町等の市街地を通り、その道路沿いに小学校があることから、交通安全面への配慮が必要であり、△評価としたとされている。

この段階での評価においては、被告は○評価または△評価の2種類の評価しか設定せず、×評価というものは設定していなかった。したがって、ある評価要素についていかに深刻な問題があろうとも、単なる△評価の一つとして考慮されるにすぎなかった。他の候補地に比べて△評価の数が少ないことをもって本件候補地が選定されてしまったものである。

11 「道路を新設することなく、周辺住民に危険を及ぼすことのない安全な搬入路を確保できる状況であるか」という点に関する合理的な判断としては、本件候補地はそのような状況にはなく、候補地とするのであれば搬入道路の新設が必要な状況にあったものである。したがって、候補地の選定に当たっては、本件候補地は、道路の新設を前提とすることによって初めて検討の対象となり得るものであった。

12 原告が訴状請求の原因第3、5、6で主張したとおり、道路の新設を前提とすると、本件候補地に新処分場を建設する場合の事業費は408億円となり、被告が3つに絞った候補地の他の2つの候補地に建設する場合の事業費

をはるかに上回る事となる。さらに、被告が設定した評価方法に照らして判断した場合でも、道路の新設を前提とした場合は、自然環境への影響、生活環境への影響、事業効率性についての評価において、本件候補地は他の2つの候補地に比べて○が最も少なく、△が最も多いという結果となった。

13 原告が主張した違法性の判断枠組みに照らせば、「道路を新設することなく、周辺住民に危険を及ぼすことのない安全な搬入路を確保できる状況であるか」という事実に対する評価が明白に合理性を欠いていた結果、新設道路と一体となった評価をした場合には3つの候補地のうちで最も事業費が高額になり、自然環境への影響、生活環境への影響、事業効率性についての評価において、他の候補地と比べて最も評価が低くなるはずの本件候補地が整備候補地として選定されるという、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかな結果を生じさせたものということができる。

14 以上のとおり、原告らが第2準備書面において「住民の意向の不考慮」として整理した選定過程における問題点は、客観的な観点からは、上記のように整理できるから、原告らは、これをもって道路の新設に関する違法性の主張とする。

以上